



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月1日
第287号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (財政課)	1
○ 告 示	
令和4年度一般曹候補生の募集 (市町振興課)	1
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課)	2
滋賀県農業振興地域整備基本方針の変更 (農政課)	2
道路区域の変更 (道路保全課)	3
道路の供用開始 (道路保全課)	4
道路の供用廃止 (道路保全課)	4
自転車歩行者専用道路の指定 (道路保全課)	4
滋賀県営住宅の家賃の収納事務の委託 (住宅課)	5
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	5
令和4年二級建築士試験実施公告 (建築課)	6
令和4年木造建築士試験実施公告 (建築課)	7
一般競争入札の公告 (広報課)	9
落札者決定の公告 (下水道課)	10
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告 (南部)	11
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (南部)	11
○ 雑 報	
落札者決定の公告	12

規 則

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第5号

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則 (平成12年滋賀県規則第85号) の一部を次のように改正する。

別表1の部中「銃砲または」を「銃砲等または」に、「同項イ」を「同項ウ」に改め、同表2の部中「別表第7第2項の表(9)の項」を「別表第7第2項の表(8)の項」に、「別表第7第2項の表(10)の項」を「別表第7第2項の表(9)の項」に改める。

付 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。ただし、別表2の部の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第72号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和4年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和5年3・4月等採用一般曹候補生(男子・女子)
- 2 受付期間 令和4年3月1日(火)から同年5月10日(火)まで
- 3 試験期日
 - (1) 1次試験 令和4年5月21日(土)および同月22日(日)のうち指定する1日
 - (2) 2次試験 令和4年6月18日(土)および同月19日(日)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定があるので、告示する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡竜王町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第74号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第5条第1項の規定に基づき令和4年2月14日に滋賀県農業振興地域整備基本方針を変更したので、その概要を公表する。

なお、滋賀県農業振興地域整備基本方針および関係資料は、滋賀県農政水産部農政課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県農業振興地域整備基本方針の概要

- 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方
 - 2 農業上の土地利用の基本的方向
- 第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項
 - 1 大津・南部農業地帯
 - 2 甲賀農業地帯
 - 3 東近江農業地帯
 - 4 湖東農業地帯
 - 5 湖北農業地帯
 - 6 高島農業地帯
- 第3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項
 - 1 基本的な方向
 - 2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発の方向
 - 3 広域整備の構想

第4 農用地等の保全に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農用地等の保全のための事業および活動

第5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等
- 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 重点作目別の近代化の構想
- 3 広域整備の構想

第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農業を担うべき者の育成および確保のための活動

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 生活環境施設の整備の構想

滋賀県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年3月1日から令和4年3月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
	宇治田原大石東線	大津市大石龍門六丁目字葉山234番2地先から	変更後	最小 9.8m	125.4m	道路改良工事および迂回路廃止に伴う道路区域の変更
		大津市大石龍門六丁目字小平段896番3地先まで		最大 32.0m		
		大津市大石龍門六丁目字葉山234番2地先から	変更前	最小 8.9m		
大津市大石龍門六丁目字小平段896番3地先まで	最大 41.6m					
		草津市野村二丁目字天役5番		最小		道路改良工事

県道	下笠大路井線	5地先から 草津市野村二丁目字野寺1番 18地先まで	変更後	15.6m) 最大 34.5m	17.4m	に伴う道路区域の変更
		草津市野村二丁目字天役5番 5地先から	変更前	最小 15.6m) 最大 34.0m		
		草津市野村二丁目字野寺1番 18地先まで				
		高島市新旭町旭字宮ノ前391番 1地先から	変更後	最小 12.5m) 最大 37.5m		
	高島市新旭町旭字宮ノ前361番 4地先まで	変更前	最小 12.5m) 最大 16.5m			
	高島市新旭町旭字宮ノ前391番 1地先から					
高島市新旭町旭字宮ノ前361番 4地先まで						

滋賀県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月1日から令和4年3月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
宇治田原大石東線	大津市大石龍門六丁目字葉山234番2地先から 大津市大石龍門六丁目字小平段896番3地先まで	令和4.3.1 9時	L=57.0m
下笠大路井線	草津市野村二丁目字立図200番3地先から 草津市野村三丁目字天役58番3地先まで	令和4.3.1 10時	L=261.9m
大津能登川長浜線	米原市磯字六川1604番1地先から 米原市朝妻筑摩字川南1911番1地先まで	令和4.3.1	L=775.9m
藁園熊野本線	高島市新旭町旭字宮ノ前391番1地先から 高島市新旭町旭字宮ノ前361番4地先まで	令和4.3.1	L=90.0m

滋賀県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和4年3月1日から令和4年3月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の年月日	備考
大津能登川長浜線	米原市磯字六川1604番1地先から 米原市朝妻筑摩字川南1911番1地先まで	令和4.3.1	L=775.9m

滋賀県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようと

するので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和4年3月1日から令和4年3月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

路 線 名	自 転 車 歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定 区 間	敷地の幅員	延 長	指定年月日
大津能登川長浜線	米原市磯字六川1604番1地先から 米原市朝妻筑摩字川南1911番1地先まで	最小 2.0m } 最大 9.4m	775.9m	令和4.3.1

滋賀県告示第79号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県営住宅の家賃の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 弁護士法人ライズ総合法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1
- 2 委託事務の内容 滋賀県営住宅の退去滞納者の滞納家賃に係る回収業務
- 3 委託期間 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
- 4 収納の方法 弁護士法人ライズ総合法律事務所名義の本業務専用決済用預金口座への銀行振込により収納する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ビバシティ彦根 彦根市竹ヶ鼻町43番地1
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地 代表取締役 アンドレ・ジェイブスほか53者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社エディオン 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号 代表取締役 久保允誉
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか52者
- 3 変更年月日 アについては令和5年2月28日、イについては令和4年1月31日
- 4 変更の理由 アについては株式会社エディオンが新たに建物を建築するため、イについては小売業者の変更のため
- 5 届出年月日 令和4年2月9日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和4年3月1日から令和4年7月1日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和4年7月1日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

令和4年二級建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和4年二級建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が行います。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和4年7月3日(日)	10:10~13:10(3時間)	学科Ⅰ(建築計画) 学科Ⅱ(建築法規)
	14:20~17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造) 学科Ⅳ(建築施工)
令和4年9月11日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

(1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

(2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法 第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第749号および令和元年国土交通省告示第750号ならびに令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込みの受付期間および受付時間

ア 受付期間 令和4年4月1日(金)から令和4年4月14日(木)まで

イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

(2) 受験申込みの方法 センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和4年4月6日(水)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和2年または令和3年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和2年または令和3年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)については、原則として令和4年6月17日(金)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付します。(※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト(センターのホームページにリンクが設けられます。))

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、令和4年6月17日(金)頃、受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および可否の通知

	合格者の発表日	合格者の発表方法
学科の試験	令和4年8月23日(火)(予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	令和4年12月1日(木)(予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。)には、通知しません。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができます。

(1) 期間

ア 学科の試験 令和4年8月23日(火)から令和4年9月22日(木)まで(予定)

イ 設計製図の試験 令和4年12月1日(木)から令和4年12月28日(水)まで(予定)

(2) 時間 9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

(4) 持参するもの 令和4年二級建築士試験受験票および運転免許証等の書類(顔写真入りの本人であることが確認できる書類)

(5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分(ランク)

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

8 可否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した可否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和4年6月8日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

(3) 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3033-3822(二級・木造建築士試験専用ダイヤル)

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214

公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615

滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

令和4年木造建築士試験実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和4年木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が行います。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和4年7月24日(日)	10:10~13:10(3時間)	学科Ⅰ(建築計画) 学科Ⅱ(建築法規)
	14:20~17:20(3時間)	学科Ⅲ(建築構造) 学科Ⅳ(建築施工)
令和4年10月9日(日)	11:00~16:00(5時間)	設計製図の試験

2 試験地

(1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

(2) 設計製図の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

3 受験資格(建築士法第15条)

建築士法 第15条	建築に関する学歴等
第1号	大学(短期大学を含む。)、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者 建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第749号および令和元年国土交通省告示第750号ならびに令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込みの受付期間および受付時間

ア 受付期間 令和4年4月1日(金)から令和4年4月14日(木)まで

イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

(2) 受験申込みの方法 センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)には、令和4年4月6日(水)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和2年または令和3年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和2年または令和3年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)については、原則として令和4年6月17日(金)頃から、受験有資格者にマイページ(※)において交付します。(※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト(センターのホームページにリンクが設けられます。))

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、令和4年6月17日(金)頃、受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および合否の通知

	合格者の発表日	合格者の発表方法
学科の試験	令和4年9月6日(火)(予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設計製図の試験	令和4年12月1日(木)(予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者(「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。)には、通知しません。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができます。

(1) 期間

ア 学科の試験 令和4年9月6日(火)から令和4年10月6日(木)まで(予定)

イ 設計製図の試験 令和4年12月1日(木)から令和4年12月28日(水)まで(予定)

(2) 時間 9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

(4) 持参するもの 令和4年木造建築士試験受験票および運転免許証等の書類(顔写真入りの本人であることが確認できる書類)

(5) 開示する内容

ア 学科の試験 各科目の得点

イ 設計製図の試験 採点結果の区分(ランク)

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。

8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

9 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和4年6月8日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。
- (3) 問合せ先
公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3033-3822 (二級・木造建築士試験専用ダイヤル)
公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214
公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615
滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251

一般競争入札の公告

令和4年度における県政広報誌折込配布業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 県政広報誌折込配布業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書および別紙仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 納入場所 入札説明書および別紙仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県知事公室広報課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3041 電子メール koho@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年3月1日(火)から令和4年4月12日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「県政広報誌折込配布業務に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。併せて、そのメールを送付した旨を、(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。交付請求の電子メールを受信した後、送付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の提出場所 (1)に示す場所

(6) 入札書の受領期間 令和4年4月1日(金)9時から令和4年4月13日(水)正午まで

(7) 開札の日時および場所 令和4年4月13日(水)14時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室(大津市松本一丁目2番1号)

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は4(1)に示す場所に、4(6)の入札書受領期間に郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件
- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 なし
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の委任欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、再度の入札を行うことがある。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、特段の事情がない限り落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。
- (6) 当業務は、令和4年度滋賀県予算の成立が契約締結の条件となることから、予算不成立の場合は実施しない。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the services required : Distribution of prefectural newsletters with newspaper, 1 set
- (2) Bid submission deadline : 12 : 00, April 13, 2022
- (3) For further information, contact : Public Relation Division, Executive Office of the Governor, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520 - 8577 Japan TEL +81 - 77 - 528 - 3041

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月24日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 関西電力株式会社 代表執行役 森本孝 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

- 5 落札金額 基準単位料金 47.322円/m³ (消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年11月9日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年3月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月24日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 関西電力株式会社 代表執行役 森本孝 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 落札金額 基準単位料金 48.356円/m³ (消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年11月9日(火)

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年3月1日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
10 リットル券	農業	30664882	1	令和3.12.1 } 令和4.11.30	草津市上笠四丁目3-17 レーク滋賀農業協同組合草津燃油所	令和4.2.16
50 リットル券	農業	30664883	1	令和3.12.1 } 令和4.11.30	草津市上笠四丁目3-17 レーク滋賀農業協同組合草津燃油所	令和4.2.16
100 リットル券	農業	30664884	1	令和3.12.1 } 令和4.11.30	草津市上笠四丁目3-17 レーク滋賀農業協同組合草津燃油所	令和4.2.16

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年3月1日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9757667号	令和6.3.31	草津市片岡町197 中村清一	令和4.2.16

雑

報

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年3月1日

滋賀県立国際情報高等学校長 久米克尚

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立国際情報高等学校協働ロボット・マルチパーパスシステム 1式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立国際情報高等学校 栗東市小野36番地 電話 077-554-0600
- 3 落札者を決定した日 令和4年1月11日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 関東物産株式会社大阪支店 支店長 美好達雄 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目26番20号
- 5 落札金額 49,850,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年11月30日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年3月1日

滋賀県立国際情報高等学校長 久米克尚

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県立国際情報高等学校高性能機械加工機による遠隔CAMシステム 1式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立国際情報高等学校 栗東市小野36番地 電話 077-554-0600
- 3 落札者を決定した日 令和4年2月9日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 関東物産株式会社大阪支店 支店長 美好達雄 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目26番20号
- 5 落札金額 29,000,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年12月28日(火)